

入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

(1)業務番号

7広第1号

(2)業務名

広報誌デザイン等業務

(3)業務の仕様等

別添「広報誌デザイン等業務仕様書」のとおり

(4)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5)履行場所

長崎県内

2 予定表

告示日・公告日	12月5日		
入札説明会	12月10日		
資格審査	申請期間	12月5日	～ 12月12日 (17:00)
	結果通知期限	12月19日	
質問	提出期間	12月5日	～ 12月26日 (17:00)
	回答期限	1月9日	
技術提案書	提出期間	12月5日	～ 1月19日 (17:00)
	プレゼンテーション	1月29日(予定)	
	結果通知期限	2月3日(予定)	
入札保証金免除申請書の提出期限	1月13日	(17:00)	
入札保証金納付申出書の提出期限	1月13日	(17:00)	
入札保証金の納付期限	2月5日	(17:00)	
入札の日時	2月6日(予定)	(13:30)	

3 入札説明会の開催

入札説明会を以下の日程で行う。

日時 令和7年12月10日11時00分

場所 長崎県行政棟3階316会議室

申込 出席を希望する者は、令和7年12月8日17時00分までに4の部局にEメールで申し込むこと(様式任意)。

なお、申し込み後は確認のため電話連絡すること。また、参加人数は1事業者当たり2名までとする。

4 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書(別紙1)」にて提出すること。なお、提出は郵送、持参、Eメール又はFAX等によること。また、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所)長崎県秘書・広報戦略部広報課

(提出期限)令和7年12月26日17時00分

(Eメール)s18030@pref.nagasaki.lg.jp

(FAX) 095-828-7665

※令和8年1月9日までに質問者へ回答します。全参加者に関する事項は、長崎県秘書・広報戦略部広報課ホームページ上(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/koho-nyusatsujoho/shitsumon-kaito/>)にも掲載します。

※技術提案書提出後又は入札書提出後に、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできま

せん。

5 技術提案書の提出等

[技術提案書の提出]

入札参加希望者は、「広報誌デザイン等業務技術提案書作成要領」に基づき、技術提案書等を提出し、「広報誌デザイン等業務落札者決定基準」に基づき、審査を受けなければならない。提出は持参又は郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）によること。

（提出場所）長崎県秘書・広報戦略部広報課

（提出期限）令和8年1月19日17時00分

※技術提案書を提出する前までに、競争入札の参加者の資格等（告示）（令和7年12月5日付け）に示した競争入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ること。参加資格審査の結果、資格があるものと決定された者以外の者の技術提案書は受け付けない。

※審査結果については令和8年2月3日までに「技術提案書審査結果通知書」を入札参加希望者に郵送したうえで電話連絡を行う。

※入札参加者は、提出期限後、その提出した技術提案書の引換、変更又は取消をすることはできない。

※提出された技術提案書等の返却は行わない。

※技術提案書等の記述が、著作権などの日本国の法令に基づいて保護される対象となっているものを使用した結果生じる責任は、入札参加者が負う。

※落札した者が提出した技術提案書は、仕様書として契約事項になるため、確実に実施可能な内容として作成すること。技術提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる場合がある。

[技術提案書のプレゼンテーション]

（日時）令和8年1月29日10時00分予定※後日調整

（場所）長崎県行政棟4階402会議室予定※後日調整

※プレゼンテーションの時間については、提案説明を15分、質疑応答を15分以内とする。

※プレゼンテーションでの提案説明は、技術提案書に沿った内容とすること。

6 入札保証金

（1）見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を令和8年2月5日までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する）。

（2）次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

○保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

○入札保証金の納付期限の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までに締結した契約書の写し等とする。また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

（3）納付の方法

○「入札保証金納付申出書（別紙2）」を令和8年1月13日17時00分までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

○申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

○金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙3）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和8年2月5日17時00分までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

(4) 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して7日目とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく55,000円以上となるので注意すること。入札保証金が50,000円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000,000円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続き書類は、令和8年1月13日17時00分までに「入札保証金免除申請書(別紙4)」を提出すること(郵送、持参又はFAX等)。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
 - (2) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 入札保証金の納付期限の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の履行証明書(別紙5)等とする。
- また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
- ア 3,000万円以上
 - イ 3,000万円未満1,000万円以上
 - ウ 1,000万円未満

8 入札に際しての注意事項

- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- 入札者(代理人を含む)の押印を省略する場合は、訂正箇所に入札者の氏名を自署すること。
- 首標金額の訂正は認めない。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

9 契約書の作成等

- (1)落札通知を受けた日から5日以内(初日含み県の休日を含まない)に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2)その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。